

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覽

磯子区連合町内会長会資料
令和8年2月17日
磯子警察署 生活安全課

令和8年1月末現在

暫定値		令和8年1月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他
区内全域	令和8年	81		6	2	2		65	3		2	18	3		17	22	3	1	2	5
	令和7年	57		5	4	3	1	40	1		3	13	1	1	11	10	2		2	6
	増減	24		1	-2	-1	-1	25	2		-1	5	2	-1	6	12	1	1		-1
磯子	令和8年	11		1				8				3			3	2	1	1		1
	令和7年	6			1	1		3				2			1		1		1	1
	増減	5		1	-1	-1		5				1			2	2		1	-1	
磯子台	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
鳳町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和8年	8		1	1	1		6				2				4				
	令和7年	7		1	1	1		5					1		2	2				
	増減	1						1				2	-1		-2	2				
上町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
上中里町	令和8年	1																		1
	令和7年	1						1				1								1
	増減	0						-1				-1								
栗木	令和8年	3						2								2				1
	令和7年	1			1	1														1
	増減	2			-1	-1		2								2				
坂下町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
汐見台	令和8年	0																		
	令和7年	1						1						1						
	増減	-1						-1						-1						
下町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
新磯子町	令和8年	0																		
	令和7年	1						1								1				
	増減	-1						-1								-1				
新杉田町	令和8年	5						4				2				2				1
	令和7年	2						1				1								1
	増減	3						3				1				2				
新中原町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
新森町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
杉田	令和8年	15		1				14			1	4	1		4	4				
	令和7年	11		1				8				2			4	2	1		1	1
	増減	4						6			1	2	1			2	-1		-1	-1

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和8年1月末現在

暫定値		令和8年1月末現在																			
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他	
																					令和8年
杉田坪呑	令和8年	0																			
	令和7年	1						1								1					
	増減	-1						-1								-1					
滝頭	令和8年	4			1	1		3				1	1			1					
	令和7年	0																			
	増減	4			1	1		3				1	1			1					
田中	令和8年	0																			
	令和7年	0																			
	増減	0																			
中浜町	令和8年	0																			
	令和7年	0																			
	増減	0																			
中原	令和8年	4		1				3	1							2					1
	令和7年	2		1																	
	増減	2						3	1							2					-1
西町	令和8年	1						1				1									
	令和7年	1						1				1									
	増減	0																			
原町	令和8年	0																			
	令和7年	1						1			1										
	増減	-1						-1			-1										
馬場町	令和8年	0																			
	令和7年	0																			
	増減	0																			
東町	令和8年	1						1				1									
	令和7年	3						3				2			1						
	増減	-2						-2				-1			-1						
久木町	令和8年	0																			1
	令和7年	2						1				1									
	増減	-2						-1				-1									-1
氷取沢町	令和8年	1															1		1		
	令和7年	0																			
	増減	1															1		1		
広地町	令和8年	0																			
	令和7年	1						1								1					
	増減	-1						-1								-1					
丸山	令和8年	3						3				1	1		1						
	令和7年	1						1				1									
	増減	2						2					1		1						
峰町	令和8年	2						2								2					
	令和7年	0																			
	増減	2						2								2					
森	令和8年	8		2				5	1			2				2					1
	令和7年	8		2	1			5			1	1			2	1					
	増減	0			-1			-1	1		-1	1			-2	1					1
森が丘	令和8年	2						2				1				1					
	令和7年	1						1	1												
	増減	1						1	-1		1					1					
洋光台	令和8年	12						11	1			1			9		1		1		1
	令和7年	6						5				1			1	2					1
	増減	6						6	1			-1			8	-2			1		-1

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



令和8年2月号



1 発生件数

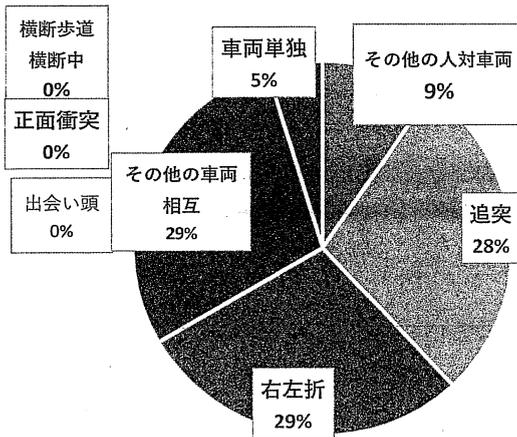
	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	21	0	21
前年累計	15	0	18
前年比	+6	±0	+3

*令和8年 1月末現在



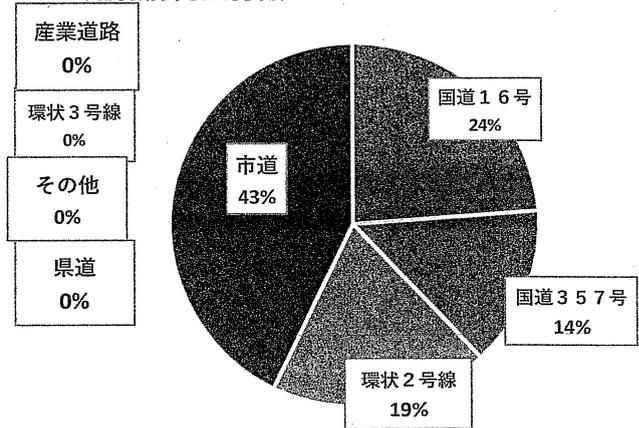
本年に入り、磯子区内では人身交通事故の件数は増加傾向にあり、神奈川県内では交通死亡事故件数が全国ワースト第5位となってしまっています。運転する際、注意していただくのはもちろんのこと、歩行中であっても周囲の車や自転車に注意して通行してください。

2 類型別発生件数



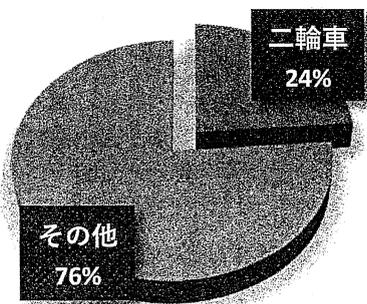
車間距離を保って走行し、自転車や人との事故に注意しましょう。

3 路線別発生件数



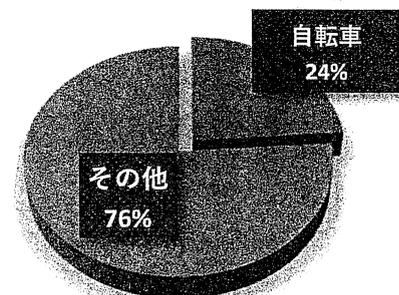
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故



※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合

*バイクは正面からだとも速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
*自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。



神奈川県内では、本年に入り、交通死亡事故件数が既に9件以上発生している状況です。また、磯子管内で二輪車事故や自転車事故の件数が昨年より多くなっていますので、より歩行者や車両運転時も交通ルールをしっかりと守りましょう。



安全は心と時間のゆとりから

特殊詐欺にも注意しましょう!

磯子区のみなさんへ

KEEP38 二 道路交通法第38条を守る

道路交通法第38条には、横断歩道等における歩行者等の優先義務が明記されています。

道路交通法第38条の4つのルールをしっかりと守りましょう！

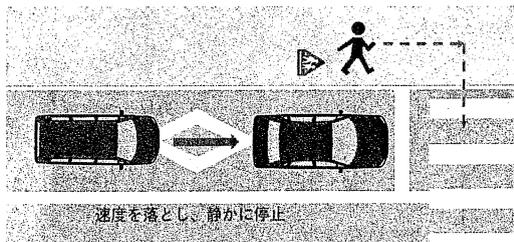


横断歩道を横断する歩行者の安全を守る、横断中の歩行者の存在を見逃さないようにルールが定められています。

ルール

1

横断歩道に近づいたときは
停止できる速度に減速

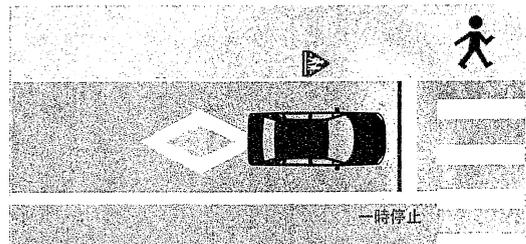


横断歩道付近は歩行者等の飛び出しに備える必要があります。

ルール

2

横断歩行者等がいる
場合は一時停止

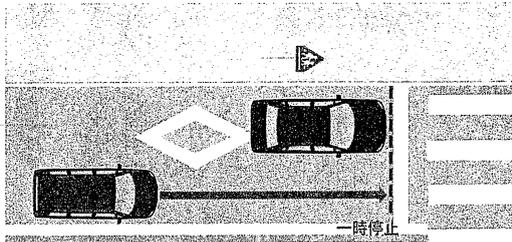


横断歩行者がいる場合、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止してください。

ルール

3

停止車両がいるときは
必ず一時停止

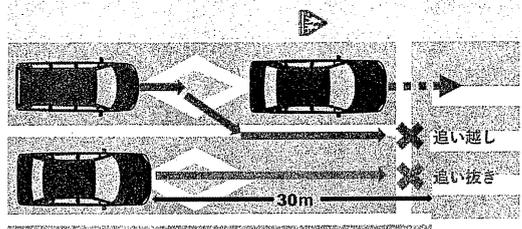


停止車両の前方に出るときは必ず一時停止をしてください。

ルール

4

横断歩道手前の
追い抜き・追い越し禁止



横断歩道手前30m以内は、追い越しも追い抜きもしてはいけません。

道路交通法第38条に
違反すると

罰則

3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金
2点(横断歩行者妨害等)

違反点



★プロジェクト詳細・手続きは
こちらをクリック



★参加申請フォームは
こちらをクリック



(個人での貼付希望の方は警察署へ)

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃん



いそっく



インゴリくん

神奈川県警察 交通総務

公式X



令和8年中の火災・救急状況

＜令和8年1月1日から令和8年1月31日まで＞

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

区内の火災発生状況（1月）

- ・ 1月14日（水）磯子区 滝頭二丁目 その他の火災
※同日同場所 計3件発生
- ・ 1月20日（火）磯子区 新杉田町 建物火災
- ・ 1月28日（水）磯子区 岡村四丁目 建物火災

区内の火災件数等

		令和7年	令和8年	増減
火災件数		5件	5件	0件
種別	建物	3件	2件	-1件
	車両	0件	0件	0件
	その他	2件	3件	1件
焼損床面積		0㎡	0㎡	0㎡
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		0人	0人	0人

市内の火災件数等

		令和7年	令和8年	増減
火災件数		87件	73件	-14件
種別	建物	56件	36件	-20件
	車両	7件	3件	-4件
	その他	24件	34件	10件
焼損床面積		1,081㎡	287㎡	-794㎡
死者数		3人	0人	-3人
負傷者数		16人	7人	-9人

区内・市内の救急件数

・区内 964 件（昨年比 57 件減）・市内 21,889 件（昨年比 1,232 件減）



全国春の火災予防運動を実施します！

～3月1日(日)から3月7日(土)まで～



令和7年の磯子区内の火災件数は、年間 39 件と、**ここ 10 年間で最多**の件数でした。「春の火災予防運動」の機会に自宅の防火対策の見直しや、住宅用火災警報器の点検を実施し、火災の少ない一年を目指しましょう。

住宅火災の主な原因は「こんろ」「たばこ」「電気機器」です。

- ・調理中はその場を離れない、こんろ周りを整理整頓、グリル内はこまめに清掃しましょう。
- ・寝たばこはしない、灰皿に吸い殻をためない、吸い殻を水につけて完全に消火しましょう。
- ・コンセントはしっかり差し込み、プラグにほこりが溜まらないよう、定期的に掃除しましょう。
- ・モバイルバッテリー等に衝撃を与えない、変形したものは使用しないようにしましょう。

住宅用火災警報器を点検しましょう。

住宅用火災警報器が設置されている場合は、死者数と損害額は半減、焼損床面積は約 6 割減になるという結果がでています。正常に作動するかどうか、点検を実施しましょう。不具合があった場合や、**設置から 10 年以上経過している場合は交換**をお願いします。

※65 歳以上の高齢者世帯で、ご希望に応じて消防職員がお伺いし、火災予防のアドバイスや、住宅用火災警報器の点検を実施しています。詳細はお近くの消防署所へお問合せ下さい。



住宅用火災警報器点検はこちら



磯子消防署総務・予防課予防係
045-753-0119
杉田消防出張所
045-773-0119
洋光台消防出張所
045-831-0119

GREEN×EXPO 2027 におけるボランティアについて【情報提供】

1 趣旨

GREEN×EXPO 2027 ボランティア募集の第 2 弾となる「植物管理ボランティア(約 2,000 人)」及び「運営ボランティア(約 10,000 人)」の募集が開始されましたのでお知らせします。

なお、横浜市出展エリアで活動いただくボランティアについては、2026 年 7 月頃から募集を開始する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 募集概要

	植物管理ボランティア(約 2,000 人)	運営ボランティア(約 10,000 人)
活動内容	花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草などの管理のサポート	会場内外での案内など運営のサポート
応募要件	・ 2027 年 4 月 2 日時点で満 15 歳以上の方(中学生を除く) ・ 8 日以上活動していただける方(2 種類応募する場合 16 日以上)	
活動期間	2027 年 3 月 19 日(金)～9 月 26 日(日)	
活動時間	1 日当たり 4 時間程度を想定	
募集締切	2026 年 4 月 30 日(木) 17 時まで	
応募方法	ウェブサイト(インターネット)からご応募ください。 「GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページ」 https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/	
問合せ先	GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター TEL: 0120-878-950(受付時間: 9:00～17:30 ※毎週水曜日休み)	

※ 募集相談会(参加は任意)について

2026 年 3～4 月に、募集相談会(募集概要の説明と個別相談)を横浜市内等で 10 回程度、開催する予定です。詳細は、GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページで順次発表します。

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類		活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
	①花・緑ガイド	会場内の花壇等の見どころ紹介		募集終了	
	②植物管理	会場内の花壇等の手入れ・除草等のサポート	EXPO全体	2月5日～ 4月30日	GREEN×EXPO協会
	③運営	会場内外での来場者案内・運営サポート			
	④ツアーガイド	フィールドを活用した活動拠点をめぐり、見どころを紹介	横浜市 出展 エリア	7月頃 募集開始 予定	横浜市
	⑤フィールドづくり	フィールドを活用した活動拠点における花・緑の育成・管理等			
	⑥プログラム運営補助	様々なワークショップの運営補助等			

※ 「花・緑ガイドボランティア」募集結果

応募人数：3,493人（募集人数 約200人に対し、約17倍）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
 電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223
 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027 開催概要

横浜市の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う国際的な博覧会です。



詳細は公式
ウェブサイトへ



画像提供：GREEN×EXPO 協会

【開催期間】 2027年3月19日(金)～9月26日(日)

【開催場所】 旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)

【テーマ】 幸せを創る明日の風景

【開催者】 GREEN×EXPO協会

(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

公式マスコットキャラクター トウンクトウンク



©Expo 2027

プロフィール

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた好奇心いっぱいの精霊、それがトウンクトウンクです。

植物をはじめとした、この宇宙に生まれた万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくて花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。

自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

GREEN×EXPO 2027は、「環境との共生」をテーマにした世界的な催しです。ホストシティである横浜市は、EXPO会場内に市民の皆様と共につくる「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」を設けます。

横浜には、自然保全や花壇づくり、公園の緑化、街の美化など、地域を思うさまざまな取り組みが広がっており、日々の「まちの豊かさ」につながっています。今回のEXPOでは、こうした活動に関わる方はもちろん、ご関心のある方や初めての方にも、無理のない形で加わっていただける多様な場を、市民の皆様と共に広げていきます。

花や緑の空間を育てながら、横浜の魅力と、資源循環や環境にやさしい暮らしの大切さを来場者にそっと届けていきたいと思います。

皆様と一緒できることを、心よりお待ちしております。



横浜市長 山中 竹春

次の万博は横浜です！ 市民の皆さまと、世界の舞台に！

GREEN×EXPO 2027に ボランティアとして 参加してみませんか？



公式マスコットキャラクター
トウンクトウンク



あなたに合った 活動が見つかる！ 5つのボランティア

植物の管理

運営サポート

ツアーガイド

フィールドづくり

プログラムの運営補助

このリーフレットに
関するお問合せ

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

TEL : 045-671-4627 E-mail : da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

ボランティアとして参加してみませんか？

EXPO 全体

花壇の管理や会場内外での案内など、EXPO全体の運営をサポートし、来場者をおもてなしするボランティアを募集します。

募集期間

2026年4月30日(木) 17:00まで



ご応募はこちら



植物管理ボランティア

募集人数▶約2,000人

花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草など管理のサポートを行います。



運営ボランティア

募集人数▶約10,000人

来場者が安心して笑顔で楽しめるよう、会場内外での案内など運営のサポートを行います。

お問合せ

GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター

TEL: 0120-878-950

(受付時間: 9:00~17:30 ※毎週水曜日休み)

E-mail: info@volunteer.expo2027yokohama.or.jp



【会場全体図】



横浜市出展エリア
(建物空間を活用した発信拠点)

横浜市出展エリア
(フィールドを活用した活動拠点)

横浜市出展エリア

横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点を共に盛り上げ、支えていただくボランティアを募集します。
※横浜市内在住・在学・在勤の方のみ応募可能です。

2026年7月頃 募集開始



ツアーガイド

募集人数▶約100人

フィールドを活用した活動拠点をめぐり、草花の魅力や生き物との共生について来場者にわかりやすく案内します。



フィールドづくり

募集人数▶約200人

フィールドを活用した活動拠点において花や緑の育成・管理等を行います。



プログラム運営補助

募集人数▶約600人

脱炭素技術や生物多様性などを体験する様々なプログラムの運営補助等を行います。



特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

現在の取組状況と今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

<開催概要>

日 時：令和 7 年 12 月 14 日（日）13 時 30 分～15 時 30 分

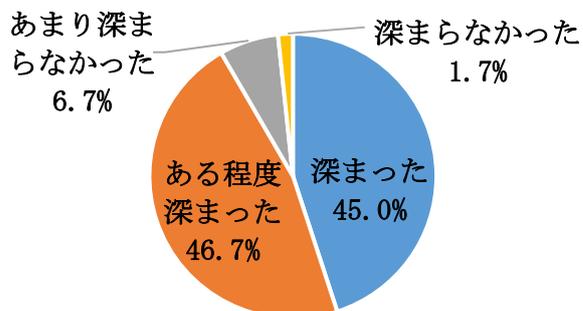
会 場：鶴見公会堂

参加人数：270 人

<アンケート結果>

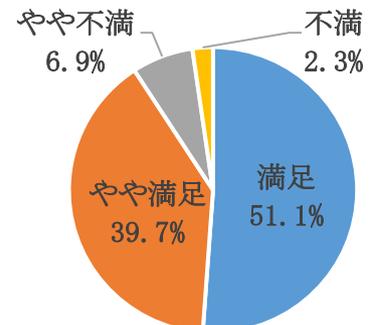
【質問】シンポジウムに参加して、「特別市」について理解は深まりましたか。

深まった・ある程度深まった 91.7%



【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

満足・やや満足 90.8%



<シンポジウムの様子>



基調講演



パネルディスカッション

4 指定都市市長会シンポジウムの開催

指定都市市長会と本市の主催で、新たな大都市制度「特別市」について分かりやすくお伝えするため、シンポジウムを開催します。

(1) 日程等

日時：令和8年3月22日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：青葉公会堂（青葉区市ケ尾町31番地4）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	山中 竹春（横浜市長）
	紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

3月18日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

- ・今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付いたします。
- ・新たな大都市制度に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

5 国等への要望・要請

(1) 横浜市の取組

令和7年11月に取りまとめた「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の要望項目として、『特別市』の法制化の実現』を、総務省に要望しました。

(2) 県内三政令市の取組

令和7年8月26日に開催した「県内三政令市市長・正副議長懇談会」にて取りまとめた三市共同要請について、10月～11月に総務省等へ要請活動を行いました。

(3) 指定都市市長会の取組

令和7年11月17日に「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、特別市の法制化案等に関する議論を行い、プロジェクトの報告書を取りまとめ、総務大臣や国の各政党に対して報告書による説明・要請を行いました。



指定都市市長会議の様子

(4) 横浜市会（特別市・大都市行財政制度特別委員会）の取組

令和8年1月、横浜市会の特別市・大都市行財政制度特別委員会が、林 芳正 総務大臣、佐藤 英道 衆議院総務委員長及び吉川 佐織 参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。

6 国における議論

令和8年1月19日に、内閣総理大臣の諮問機関である第34次地方制度調査会が発足しました。今後、大都市地域における行政体制（大都市制度）の在り方などに関する調査審議が行われます。

諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・山口・唐牛
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561
Eメール:ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

大都市の未来を考える

指定都市市長会 シンポジウム

～新たな大都市制度について～

2026 (令和8年)

3/22日

13:30~15:30 (開場 13:00)

青葉公会堂

東急田園都市線「市が尾駅」下車 徒歩10分
東急バス・小田急バス「青葉区総合庁舎」下車すぐ

参加費無料 定員300名
(事前申込制)

第1部 基調講演

辻 琢也さん 一橋大学教授

第2部 パネルディスカッション

〈登壇者〉

山中 竹春 横浜市長

紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰

辻 琢也さん 一橋大学教授

〈司会〉

佐藤 美樹さん フリーアナウンサー

参加申込は
こちら



山中 竹春
横浜市長



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰



辻 琢也さん
一橋大学教授

—主催—



—主催—



お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

自治会町内会長 様
広報配布団体代表者 様

横浜市磯子区長 高橋 功
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市会議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 8 年度におきましても、引き続き各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

- (1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 8 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 8 年 5 月、8 月、12 月 令和 9 年 2 月	4円

- (2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

- (3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

- (4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 9 年 1 月号は、令和 8 年 12 月 29 日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和8年10月と令和9年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

磯子区区政推進課広報相談係 TEL750-2335 FAX750-2532

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布時に反映いたします。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、お住まいの区の区役所総務課庶務係に御相談ください。
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。
- (3) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様幅広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (4) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (5) 令和8年度も、広報よこはまにて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

担当：磯子区区政推進課広報相談係

TEL750-2335 FAX750-2532

政策経営局広報・プロモーション戦略課

広報紙担当

TEL671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

TEL671-3040 FAX681-7388

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

磯子区区政推進課長

「広報よこはま」等の配布謝金支払に係る書類提出について【事務連絡（周知依頼）】

1 事業の趣旨

「広報よこはま」等の配布にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。令和7年度広報配布謝金（下半期分）の支払のため、書類のご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付しますので、下記書類のご提出をお願いします。

3 提出書類

「広報よこはま等 配布報告書」 ※様式はホームページからダウンロードできます。

【ホームページ】https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/koho/koho_isogo/youshiki.html

4 提出期限

令和8年3月13日（金）厳守

※期限を過ぎた場合は、支払ができなくなることがありますのでご注意ください。

5 配布謝金

支払金額は、次の単価に配布部数を乗じた金額になります。

なお、振込時の摘要欄には「コウホウ」と入力してお支払いします。

- | | | |
|---------------|----|------------|
| (1) 広報よこはま | 9円 | (10月号～3月号) |
| (2) 県のたより | 8円 | (10月号～3月号) |
| (3) ヨコハマ議会だより | 4円 | (12月号と2月号) |

【配送部数】区役所（配送業者）から貴団体に配送した部数（1種類あたりの部数）

	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号
配送部数	※区役所から各自治会町内会へ配送した部数が印字されます					

6 記入・提出に当たってのお願い

(1) 記載方法

- ア 同封の「書き方見本」を必ずご一読ください。
- イ 提出書類の記載にあたっては、消せるボールペン、鉛筆は使用しないでください。

(2) 押印の要否

配布報告書への押印は不要です。一度記入した内容を訂正する場合は訂正印が必要です。

(3) 部数

区役所から貴団体へ配送している部数は、表面の【配送部数】のとおりです。
そのため、配布報告書に記載いただく実配布部数が、この数を超えることはありません。

(4) 提出時期

2月末日に配送する3月号の配布が完了してからご提出ください。

(5) 提出方法

郵送（同封の返信用封筒をご利用ください）または
Eメール（is-kouhou@city.yokohama.lg.jp）でお願いします。
ただし、提出書類に一か所でも押印されている場合には郵送でお願いします。

※令和7年度上半期の広報配布謝金をお支払いした際の口座から変更がある場合は、
担当までご連絡ください。

担当：区政推進課広報相談係 青木、小林、倉内
電話：750-2335 FAX：750-2532
Eメール：is-kouhou@city.yokohama.lg.jp

※見本です。

広報よこはま等 配布報告書

横浜市磯子区長

「広報よこはま」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」を次のとおり配布しましたので、報告します。

※網掛け部分にご記入ください。

※訂正がある場合には二重線で抹消し、訂正印を押印ください。

<部数報告>

令和7年10月 ～ 令和8年3月

	10月号	11月号	12月号 (議会だよりあり)	1月号	2月号 (議会だよりあり)	3月号
実配布部数 (実際にお配りいただいた部数です。予備は含みません)	通知文に、区役所からの配送部数が記載してあります。					

<報告者>

団体名称	いそご自治会	
報告者 名前	磯子 三郎	
(代表者または広報配布担当者) 住所	磯子区磯子3-5-1	
電話番号	750-2335	

※報告書の押印は不要となりました(訂正する場合は訂正印を押印してください)

<報告日> ※この書類を記入した日をお書きください。(2月末日に配送する3月号配布完了後)

令和8年 3月 1日

お願い: 配送日前の日付は記入しないでください

自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より運用開始予定の「自治会町内会ポータル」について、1 月の定例会にて概要をお知らせさせていただいたところですが、改めて、今後の流れや準備状況についてご案内いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(3) ポータル活用で期待できる効果

① 来庁不要でいつでも申請可能

場所や時間にとらわれず申請でき、区役所への来庁や待ち時間の負担が軽減

② 2 回目以降の申請がスムーズに

前年データを引用して申請書を作成でき、更新（修正）も必要な箇所のみで可

③ 申請内容をいつでも確認可能

過去の申請データを随時閲覧でき、書類の引継ぎ・内部共有にも活用可能

④ 申請状況の管理が容易に

申請済／未申請の書類を画面上で一元管理でき、申請漏れ防止等の確認が容易に

4 初期 ID・パスワードの配付

各自治会町内会長あて初期 ID・パスワードを、次のとおり配付いたします。

- ① 発送時期：令和 8 年 3 月下旬
- ② 発送方法：配送ルート便
- ③ 内容物：初期 ID・パスワード、初期設定マニュアル

【初期 ID・パスワードについて】

ポータルでは、自治会町内会ごとに専用の利用ページを設け、申請内容を安全かつ正確に管理します。このため、以下の目的で ID・パスワードによるログイン認証を必須としています。

- ・利用者が該当する自治会町内会であることを確認するため
- ・他の自治会町内会の情報と混在しないようにするため
- ・大切な申請情報を保護するため

これらを実際に行うため、配付する初期 ID・パスワードを使って初期設定を行っていただく必要があります。自治会町内会ポータルの 活用を開始する際に必要となりますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

5 運用開始にあたって

運用開始日（令和 8 年 4 月 1 日（水）9 時）以降、初期設定マニュアル（3 月下旬に送付予定）に基づき、初期 ID・パスワードによる初期設定、必要に応じてポータル利用者の追加登録を行っていただき、ご利用可能となります。

（1）初期 ID・パスワードによる初期設定

各自治会町内会長は、代表者として、初期 ID・パスワードにて初期設定を行っていただくことで、ポータルの管理者として登録されます。

（2）ポータル利用者（メンバー）の追加登録

初期設定後、必要に応じて、ポータルの管理者（代表者）は、自治会町内会内の利用者を追加登録することができます。

市民局地域活動推進課 担当 栗田、石栗 電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれています。

令和 8 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 8 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 前年度から変更がある補助金（添付資料参照）

地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

補助台数を拡充して、令和 8 年度も補助を実施します。

※地域の防犯力向上緊急補助金は令和 7 年度で終了しました。

4 添付資料

令和 8 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

5 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

市民局地域活動推進課

担当：佐藤、笹尾

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

（防犯カメラ関連）

市民局地域防犯支援課

担当：川口、片淵

電話 045-671-3705 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月区連会 （区地域振興課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定） 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用。各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（申請時期：4月、最大6700世帯の利用を想定）

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例
を改正することへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 条例改正案の主な内容

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、本市では望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月15日(日)まで

(2) 提出方法

ア ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



イ リーフレット付属用紙による郵送

リーフレットは各区役所、横浜市役所などで配布しています。リーフレット付属用紙を切り取りご意見をご記入いただき、お手持ちの封筒に入れてお送りください。(封筒でお送りいただく場合の郵送料はご負担願います。)

資源循環局街の美化推進課

担当 櫻井、境

電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

1 本市の取組

(1) 現行条例(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例)とこれまでの経緯

平成19年～	吸い殻等のポイ捨て、歩行中の喫煙、たばこの火による火傷等の危険が課題となっていたため、街の美化を目的とした既存の条例を一部改正 ・市内全域での「歩行中の喫煙をしないように努める」努力義務 ・喫煙禁止地区制度の制定と違反者への過料(2,000円)の適用 ・特に必要と認められる場所を喫煙禁止地区に指定 (横浜駅周辺地区、関内地区、みなとみらい21地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区)
令和2年4月	改正健康増進法施行により第一種施設(学校、福祉施設等)は敷地内禁煙、第二種施設(飲食店、ホテル等)は屋内禁煙、屋外においても喫煙時の周囲への配慮義務を規定
令和7年4月	横浜市公園条例の改正により市立の公園を禁煙化

(2) 横浜市がこれまで実施してきた主な屋外の喫煙対策

- ・喫煙禁止地区内での職員による巡回・指導・過料の適用
- ・喫煙禁止地区内での喫煙所の設置
- ・喫煙禁止地区外での委託によるパトロール
- ・喫煙マナー向上を呼び掛ける看板の設置



現行条例についてはこちら



巡回指導の様子



パトロールの様子



看板の例

【参考】これまでの喫煙に関する調査結果

① ヨコハマeアンケート 令和7年2月実施 回答者数1,397人

『たばこに関して気になることはありますか』

特に気にしない	3%
吸い殻のポイ捨て	88%
たばこの煙やにおい	84%
受動喫煙による健康影響	69%
歩きながらのたばこの火によるやけど	59%

『この1か月間、受動喫煙の機会がありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。』

機会はありません	22%
歩きながら	55%
路上喫煙	47%
屋外の喫煙所の周囲	34%
飲食店	15%
自宅(近隣住民等の喫煙)	13%
公園	13%

(10%未満の回答を除く)

② 路上喫煙者調査 令和7年6月実施

市内30駅周辺で調査し、全調査地点で路上喫煙が見られました。今回把握した、路上喫煙スポット(人目につきにくいなど喫煙者が多く見られた場所)に対しては、個別に対策を進めます。

2 現状の課題と今後の方向性

課題

吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷等の防止が目的であり、近年の受動喫煙に対する意識の高まりに十分対応できていません。

方向性

街の美化に加え、受動喫煙防止の視点で対策を進めます。

課題

市内全域で「歩行中の喫煙をしない」旨の努力義務はありますが、喫煙禁止地区を除き、「立ち止まった喫煙」は禁止しておらず、指導が困難です。

方向性

市内全域で屋外の公共の場所(路上等)を禁煙とし、より分かりやすい形で周知・指導を行います。

課題

喫煙ができる場所が少ない・分かり難い、喫煙所から出る煙やにおいが気になるといったご意見が寄せられています。

方向性

喫煙所への案内・誘導や、喫煙禁止地区の既存喫煙所を密閉化するなど喫煙所の整備を進めます。



従来の喫煙所(横浜駅東口喫煙所)



他自治体の密閉型喫煙所(新橋駅前SL広場指定喫煙場所)

3 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」改正の方向性

- 市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止します。(禁止対象は紙巻きたばこ・加熱式たばこを想定)
- 特に必要性の高い場所を「喫煙禁止重点地区(仮称)」に指定し、職員による巡回指導を行います。
- 同地区内における違反者には、2,000円の過料を適用します。

現行

屋外(市内全域)

歩行喫煙禁止(努力義務)

歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない

※令和7年4月～市立公園禁煙

喫煙禁止地区

喫煙禁止
罰則(過料2,000円)

改正後

屋外(市内全域)

喫煙禁止(禁止規定)

屋外の公共の場所(路上等)における喫煙を禁止
立ち止まった喫煙も含む

※原則、私有地は除く

喫煙禁止重点地区

喫煙禁止
罰則(過料2,000円)

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

地域支えあい活動訪問員証の申請について【依頼】

1 事業の趣旨

区は、ひとり暮らし高齢者をはじめとした支援を要する方への見守り・訪問活動が円滑に実施できるよう、自治会町内会長から交付希望者の申請を受け、「訪問員証」を交付しています。現行の訪問員証が令和8年3月31日をもって有効期限を迎えるため、4月1日以降も活動を継続される場合は新たに訪問員証を申請いただく必要があります。

恐れ入りますが、自治会町内会長の皆様におかれましては、希望者をお取りまとめの上、申請書をご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、自治会町内会の希望者を取りまとめていただき、磯子区福祉保健課に申請書をご提出いただくとともに、旧・訪問員証のご返却をお願いいたします。

3 手続きの流れ

(1) 申請書様式の取得

次のいずれかの方法により取得してください。

ア 別添資料の申請書様式を使用

イ 磯子区ウェブページからダウンロード

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/isswitchon/20240301.html

※インターネットで「磯子区 訪問員証」と検索すると、該当ウェブページが出てきます。

ウ 磯子区福祉保健課事業企画担当（4階42番窓口）で受け取り



(2) 申請書の記入・提出

申請書に記入し、次のいずれかの方法でご提出ください。

ア メール (is-fukuhokeikaku@city.yokohama.lg.jp)

イ 磯子区福祉保健課事業企画担当（4階42番窓口）に持ち込み

ウ 郵送（〒235-0016 横浜市磯子区磯子3丁目5番1号 磯子区福祉保健課事業企画担当 宛て）

(3) 訪問員証の受け取り・配付

申請書提出後、2週間ほどで訪問員証を発行します。発行できましたらご連絡いたしますので、磯子区福祉保健課事業企画担当（4階42番窓口）に受け取りに来ていただくか、郵送でお送りいたします。原則、自治会町内会長の皆様から希望者へお渡しをお願いいたします。

4 旧・訪問員証の取扱いについて

有効期限を迎える旧・訪問員証を取りまとめて磯子区福祉保健課に郵送またはお持ち込みにより返却していただくか、お持ちの方に各自返却していただくようにご周知をお願いいたします。

担当：福祉保健課事業企画担当 朝日・室本
(TEL 750-2443 FAX 750-2547)

(参考) 旧様式の訪問員証

磯子区 地域支えあい活動 訪問員証

自治会町内会長名

氏名

上記の者は、スイッチON磯子における地域支えあい活動の訪問員であることを証します。

〇〇年〇月〇日
(有効期限 令和8年3月31日まで)

横浜市磯子区長



注意事項

- 1 訪問員は、活動において知り得た秘密を、みだりに漏らしてはならない。
- 2 訪問員は、本証を他人に譲渡し、貸与し、または、不正な目的に使用してはならない。
- 3 訪問員は、本証を紛失し、または破損したときは、直ちに磯子区役所に届け出なければならない。
- 4 有効期限を経過したとき又は従事しなくなった時は本証を磯子区役所に返還しなければならない。

【担当】 磯子区役所福祉保健課

(参考) 新様式の訪問員証 (案)

磯子区 地域支えあい活動 訪問員証

自治会町内会長名

氏名

上記の者は、スイッチON磯子における地域支えあい活動の訪問員であることを証します。

〇〇年〇月〇日
(有効期限 令和13年3月31日まで)

横浜市磯子区長



注意事項

- 1 訪問員は、活動において知り得た秘密を、みだりに漏らしてはならない。
- 2 訪問員は、本証を他人に譲渡し、貸与し、または、不正な目的に使用してはならない。
- 3 訪問員は、本証を紛失し、または破損したときは、直ちに磯子区役所に届け出なければならない。
- 4 有効期限を経過したとき又は従事しなくなった時は本証を磯子区役所に返還しなければならない。

【担当】 磯子区役所福祉保健課

5 要綱の改正について

訪問員証の取扱いについて定めている「スイッチON磯子地域支えあい活動訪問員証事務取扱要綱」を次のとおり、改正する予定です。

現行	改正後
<p>第3条</p> <p>見守り・訪問活動が円滑に実施されるようにするため、活動の担い手に対し「磯子区地域支えあい活動訪問員証」(第1号様式。以下「訪問員証」という。)を交付するものとする。</p>	<p>第3条</p> <p>自治会町内会の長は、「磯子区地域支えあい活動訪問員証」(第1号様式。以下「訪問員証」という。)の交付を希望する場合、「磯子区地域支えあい活動訪問員証申請書」(第2号様式。以下「訪問員証申請書」という。)を事務局へ提出するものとする。なお、提出した訪問員証申請書及び記載事項について、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業要綱第2条第2項に規定する地区別計画推進組織(以下、「地区別計画推進組織」という。)と共有するものとする。</p>
<p>2 交付を希望する者は、自治会町内会の長を通して、「磯子区地域支えあい活動訪問員証申請書」(第2号様式。以下「訪問員証申請書」という。)を事務局へ提出するものとする。なお、提出した訪問員証申請書及び記載事項について、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業要綱第2条第2項に規定する地区別計画推進組織(以下、「地区別計画推進組織」という。)と共有するものとする。</p>	<p>2 区長は前項で申請のあった者に対し「訪問員証」を交付するものとする。</p>

磯子区地域支えあい活動訪問員証申請書

年 月 日

磯子区長

自治会町内会名 _____

代表者氏名 _____

磯子区地域支えあい活動訪問員証の交付を希望するので、申請します。

番号	氏名	住所	電話番号	活動種別 (該当するもの全てに○)
1				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
2				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
3				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
4				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
5				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
6				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
7				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
8				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
9				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
10				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他

提出前要確認事項

上記申請者に、スイッチON磯子推進組織に情報共有されることので了承を得ている。

令和8年2月17日

地区連合町内会長 様

神奈川県共同募金会 磯子区支会
支会長 須田 幸雄

令和8年度共同募金運動について【協力依頼】

平素から共同募金運動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和8年度の共同募金運動について、次のとおり自治会町内会を通じた戸別募金へのご協力を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

1 事業の主旨

令和8年度も下記の通り自治会町内会を通じた個別募金へのご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

【運動実施時期】 令和8年10月1日から12月31日まで

【令和8年度 目安額について】

(1) 一般募金（赤い羽根募金）

昨年と同じ額を目安としています。

[参考] 令和7年度：一世帯あたり 290円 (広域計画分165円・地域計画分125円) 戸別募金実績額：8,145,559円 (R8.1.15現在募金実績額)

(2) 年末たすけあい募金

特に目標額は設定しておりませんが、前年を下回らない程度でのご協力をお願いいたします。

[参考] 令和7年度 実績額：5,561,257円 (R8.1.15現在募金実績額)

2 お願いしたいこと

【地区連長】各自治会町内会への周知について、ご協力をお願いいたします。

事務担当：磯子区社会福祉協議会 山崎
TEL：751-0739 FAX：751-8608

令和7年度 共同募金 一般(赤い羽根)募金 中間報告

令和8年1月15日現在

	地 区	対象世帯数 (戸)	本年度目安額 (円)	募金額 (円)
戸 別 募 金	根岸地区	4,078	1,182,620	1,047,386
	滝頭地区	5,414	1,570,060	955,050
	岡村地区	3,695	1,071,550	674,390
	磯子地区	5,675	1,645,750	939,400
	汐見台地区	2,626	761,540	197,800
	屏風ヶ浦地区	9,195	2,666,550	774,693
	杉田地区	8,160	2,366,400	1,709,490
	上笹下地区	5,701	1,653,290	856,006
	洋光台地区	7,381	2,140,490	921,134
	連合町内会未加入	2,172	629,880	70,210
	戸別募金合計	54,097	15,688,130	8,145,559
そ の 他	街頭募金	/	1,201,000	682,547
	法人募金			165,000
	職域募金			68,124
	校内募金			0
	イベント募金			0
	その他募金			261,694
	その他募金合計			1,201,000
総 計	54,097	16,889,130	9,322,924	

*目標額 一世帯 290円 (広域分: 165円、地域分125円)

*世帯数 基準日 令和6年12月末の地域振興課届出加入世帯数

☆街頭募金は、従来よりの4団体(更生保護女性会、民児協、ボランティアグループ、赤十字奉仕団)、作業所1団体、延べ348人(※前年度364人)のご協力に加えて、助成金配分団体の皆さま(58団体延べ156人)にもご協力いただきました。また、11月にはボーイスカウト第94団(14名)と根岸中学校(23名)にご協力をいただきました。

令和7年度 年末たすけあい募金 中間報告

令和8年1月15日現在

	地 区	対象世帯数 (戸)	本年度目安額 (円)	年末たすけあい募金 募金額 (円)
戸 別 募 金	根岸地区	4,078	687,600	638,648
	滝頭地区	5,414	1,050,709	678,760
	岡村地区	3,695	506,650	450,210
	磯子地区	5,675	753,657	556,510
	汐見台地区	2,626	351,538	155,335
	屏風ヶ浦地区	9,195	1,107,189	686,967
	杉田地区	8,160	1,441,193	1,226,368
	上笹下地区	5,701	659,939	486,213
	洋光台地区	7,381	985,067	624,186
	連合町内会未加入	2,172	329,390	58,060
	戸別募金合計	54,097	7,872,932	5,561,257
その他の募金	/	0	0	
総 計	54,097	7,872,932	5,561,257	

* 目標額 目標額の設定はないため、前年度実績額を目安としています

☆本年度も共同募金にご協力いただき、誠にありがとうございます。

引続き募金活動の推進にご支援くださいますよう、お願いいたします。

【担 当】磯子区社会福祉協議会 山崎
電 話 751-0739 FAX 751-8608
E-mail: info@isoshakyo.com



保健活動推進員だよ！

質のよい睡眠をとるためには

～なぜ人は眠る必要があるのか？～

睡眠には体を休めるだけでなく、脳を休める大切な役割があります。
ただ寝るだけでなく、質のよい睡眠をとることが心と体の健康につながります。

質のよい睡眠をとるための生活習慣のコツ

寝る時は照明を暗くする



明るい光は、睡眠ホルモンの分泌を妨げ、寝付きが悪くなります。スマホの光も避けましょう。

就寝時間の1～2時間前に入浴する



徐々に体温が下がることで寝付きがよくなります。

寝る前のカフェインとアルコールは避ける



カフェインを含むコーヒーなどの飲み物やたばこ・酒には覚醒作用があり、良質な睡眠を妨げます。

リラックス時間の確保



腹式呼吸や音楽などでリラックスすると自律神経が整えられ入眠を促します。

規則正しい時間に起きて、太陽の光を浴びる

体内時計がリセットされます。



朝食はしっかり摂る

良質なたんぱく質をとることで脳が活発に動きだします。



昼寝は15～30分程度とする(成人)

長時間の昼寝は、夜間の睡眠の質を低下させ、認知機能低下のリスクを増加させることが報告されています。



運動習慣をつける

適度な運動習慣を身につけることで寝つきが良くなり、ぐっすり眠ることができます。



自分に合った適切な睡眠時間をご存知ですか？

小学生 9～12時間

中学・高校生 8～10時間

成人 6時間以上

60歳以上 寝床にいる時間は8時間以内



根岸地区



根岸地区では、メンバーに指導者がいたことをきっかけに体操教室を月に1回行っています。最近ではセラバンド(ゴム製バンド)を使って筋トレに励んでいます。



滝頭地区



体操教室で、体力測定を実施しました。日々の健康を考えるととても良い機会になりました。その他、ゴミ拾いウォーキング、赤ちゃん教室等、地域の健康づくりに取り組んでいます。

岡村地区



今年度から「健康体操」を地区独自の運営に切替。「もじゃもじゃ体操」「太極拳」「ハマトレISOGO体操」などを取り入れ活動しています。

磯子地区



6月、西柴バス停から一万数千歩を歩き八景島へ。大汗の後、爽やかな紫陽花八景ブルーに癒され、お弁当タイムには笑顔が弾けました。

各地区の活動紹介

保健活動推進員は、地域の健康づくりの推進役として様々な活動を行っています。



屏風ヶ浦地区



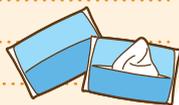
後半の雨天にもめげず横浜の3大乗りものYOKOHAMA AIR CABIN・大観覧車・マリンルージュを巡るウォーキングを101名で楽しみました。

杉田地区



新杉田駅でたばこポイ捨てと受動喫煙防止PRのテッシュ配りをしました。

朝の挨拶で心もグリーンになりました☀



上笹下地区



正しい体力測定方法を学び、年に3~4回地域で行っています。今年の健民祭では参加者全員での片足立ちに挑戦しました。測定コーナーも子どもから大人まで多くの参加者でにぎわいました。

洋光台地区



晴天の下にシーサイドラインに沿って富岡から南部市場まで歩きました。意外と知らない地元の名所旧跡を巡って楽しい1日を過ごしました。



磯子区保健活動推進員会 会長に新しく就任した石川 悦代からのご挨拶

令和7年4月から磯子区保健活動推進員会の会長になりました石川です。とまどうことばかりですが、今できることを一つずつ積み重ね、各地区協力して地域の健康づくりのパートナー・応援隊としてがんばります。よろしくお願いいたします。



- 令和8年2月発行
- 発行・問い合わせ先
- 令和7年度編集委員

磯子区保健活動推進員会(事務局 磯子福祉保健センター 福祉保健課健康づくり係)
横浜市磯子区磯子3-5-1 TEL 045-750-2445 FAX 045-750-2547
根岸地区・滝頭地区・岡村地区・洋光台地区



2027年は磯子区制100周年